

令和7年11月5日

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分のお知らせについて

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年11月5日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

別紙のとおり

3. 処 分 日

令和7年11月5日（水）

運輸と観光で九州の元気を創ります

＜お問い合わせ先＞

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：山浦、日置

電話：092-472-2529





自動車の使用の停止処分（25営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
福岡	福岡南	2両×30日	長崎	対馬佐賀	1両×117日
佐賀	古湯	1両×103日		鹿見	1両×112日
	脊振	1両×94日		南串山	1両×112日
	早津江	2両×46日		小佐々	1両×106日
	三瀬	1両×82日		宇久平	1両×100日
	基山	1両×60日		峯	1両×90日
	佐賀北	2両×30日		豆酸	1両×86日
長崎	彼杵	1両×134日		小茂田	1両×83日
	俵ヶ浦	1両×130日		琴	1両×81日
	紐差	1両×129日		芦辺	1両×60日
	尾崎	1両×128日		勝本	1両×60日
	森山	1両×125日		鶏知	1両×23日
	福島	1両×124日			